

淀川水系流域委員会

平成27年度進捗点検結果説明資料 【利用(淀川本川・宇治川)】

平成28年10月25日

近畿地方整備局

平成28年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【利用(淀川本川・宇治川)】

No.	点検項目	観点	指標	平成25～27年度 進捗	説明資料項
1	川らしい利用の促進	水域の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取組(水面利用)	舟運の取り組み内容	進捗有り	2
2			秩序ある河川利用に向けての取組内容・誘導、規制数	進捗有り	3
3		川の安全利用施策の実施	安全利用点検の実施内容	進捗有り	4
4		「川に活かされた利用」の実施	河川でしか出来ない利用の実施内容	進捗有り	5
5		陸域・水陸移行帯の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取組(川らしい河川敷利用)	河川保全利用に関する取り組み内容	進捗有り	6
6			違法行為の是正内容	進捗有り	7
7	憩い、安らげる河川の整備	憩い、安らげる河川の整備	水辺の整備内容	進捗有り	8
8			小径(散策路)の利便性向上の取組内容	進捗無し	9
9			迷惑行為の是正内容・対策箇所数	進捗有り	7
10			ホームレス対応内容・確認数	進捗有り	10
11	まちづくり・地域づくりとの連携	まちづくりや地域連携の取り組み	歴史文化と調和した河川整備内容	進捗有り	11
12			水辺を活かしたまちづくりの利便性向上の取組内容	進捗有り	12

川らしい利用の促進

【観点】水域の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取組(水面利用)

【指標】舟運の取り組み内容

全体像

川への親しみを増進するために、舟運の復活が望まれている。また、船の中から川の風景を楽しみたいという要望も強い。さらには、平成7年兵庫県南部地震時には一般道路が交通混乱し、水上輸送の重要性が見直された。これらのことから、淀川本川・宇治川において、伏見までが航行可能となるよう、航路確保等必要な整備や検討を行う。また、川沿いの自治体や民間との舟運復活に向けた意見交換を実施する。

実施方針

沿川自治体とも協働しながらイベントを通じた社会実験等の取り組みを行いながら、アンケート調査により、舟運に対する需要の把握を行っていく。淀川の自然・歴史・文化等を活かした舟運の利活用について、自治体や民間のニーズを含め、検討を行う。

【検討】
○枚方及び大塚船着場から三川合流点までの新たな航路確保の検討

○鶴殿、前島、牧野地先において、水制工を整備し、モニタリング結果をふまえて全体計画を策定する。



実施内容

【舟運事業活性化実証実験の実施】

八軒屋浜から枚方船着場までの航路を使用したイベントクルーズ「蘇れ！！淀川の舟運」を体験し、淀川舟運の魅力や可能性を検証するためアンケートやヒアリングを行った。また行政と舟運事業者との意見交換会も開催した。



イベントクルーズ船



船内の様子



意見交換会

【水深・航路調査の実施】

枚方船着場から三川合流部間は水深が浅いため航路確保が課題となっている。よって水深調査を行うとともにGPSを利用した航路調査を行った。



航路調査

【宇治川派川での取り組み】

十石船は三栖閘門で下船し、三栖閘門資料館において、賑わっていた港町伏見、水運の歴史を学ぶ取組を実施している。



十石船

結果

参加者からは「都心の中に沢山自然があることが発見出来た。」など、好印象の意見が多かった。調査では水深1mをきるところも何カ所もあり、出水による河床の変化があったため、さらなる水制工などの対策検討及び河床の調査手法や周知方法など検討が必要である。

川らしい利用の促進

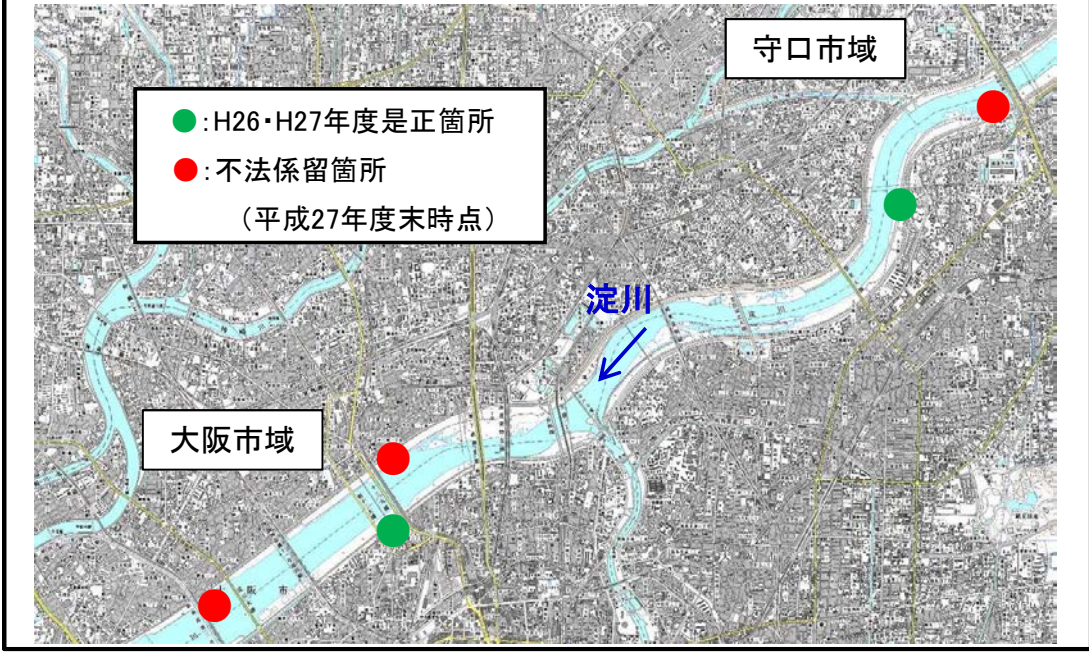
【観点】水域の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取組(水面利用)

【指標】秩序ある河川利用に向けての取組内容・誘導、規制数

全体像
 水面利用の適正化のために、水上バイクやプレジャーボート等が守るべき通航方法を定め、その適用区間を指定することで、秩序ある水面利用を図る。また、不法係留対策を行う。

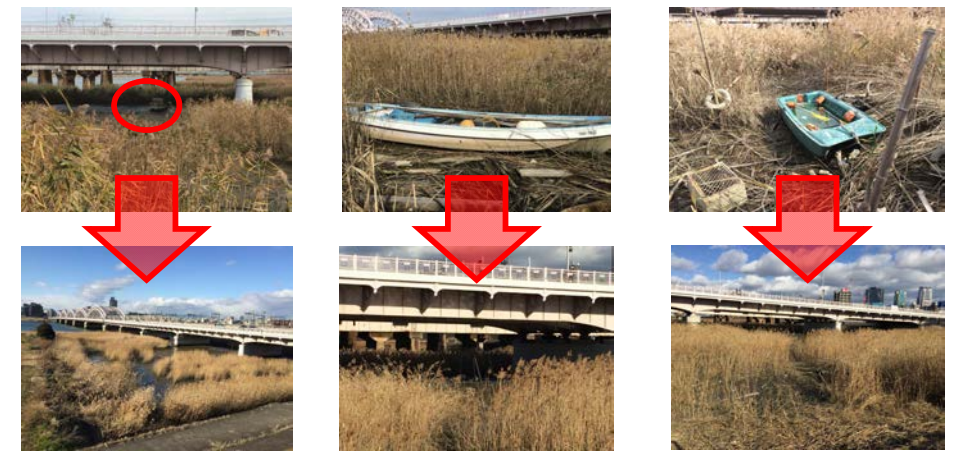
実施方針
 水上バイクの利用は全川的に迷惑行為として禁止している。不法係留船及び投棄船の現地調査結果を関係機関へ情報提供し不法係留解消に向け取り組みを実施していく。

実施内容
 淀川本川において不法係留が見られるため、水面利用の適正化に向けて是正に取り組んでいる。(平成27年度末：大阪市域36隻、守口市域6隻)

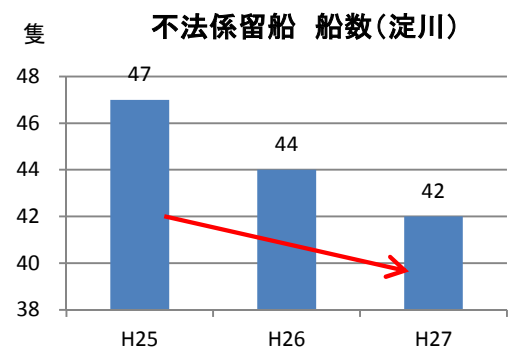


実施内容

平成25年度から平成27年度にかけて、これまでに引き続き不法係留船の所有者に対して是正指導を行い、大阪市域の3隻、守口市域の2隻を是正した。



不法係留船の状況



結果

不法係留船の撤去により、洪水時における不法係留船流失による河川管理施設等への衝突等に伴う損傷リスクを軽減することが出来た。併せて不法占用解消、環境改善が図られた。

川らしい利用の促進

【観点】川の安全利用施策の実施

【指標】安全利用点検の実施内容

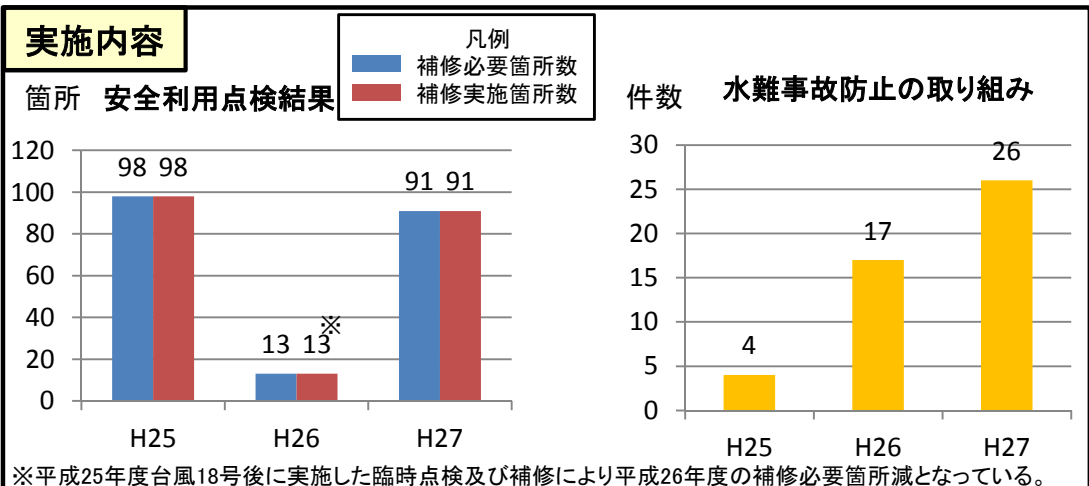
全体像

川の利用に伴う危険を知った上で川に親しむ河川利用を目指し、河川の利用にあたって、危険箇所に関する情報提供や、安全な利用の仕方の啓発を、関係機関、住民・住民団体(NPO等)の協力を得ながら看板やインターネットなどの広報ツールを用いて実施する。また、水難事故防止のため、川の危険を知るための教育を徹底するとともに、「水難事故防止協議会(仮称)」を設置し、河川利用者の代表者とともに、対策方法について検討する。

実施方針

河川管理者が、安全利用点検の実施計画に基づき、対象区域・施設ごとの点検項目について毎年人が川に集まりやすい時期までに点検を行い、補修等を行う。

また、河川レンジャーとも連携し、河川利用者を対象とした河川水難事故防止講習会を実施する。



実施内容



注意喚起看板の点検(神崎川)



水難事故防止の取り組み
ライフジャケット着用指導(芥川)

河川利用者に対する注意喚起看板の点検・補修を実施するとともに、水難事故防止のためライフジャケット着用指導を実施した。



注意喚起看板(淀川) 補修前

➡



注意喚起看板(淀川) 補修後

結果

危険箇所における注意喚起看板設置や水難事故防止に関する教育等を行い、ゴールデンウィークや夏休み期間に多くの人々が集まる機会があったが川を安全にご利用いただいた。

川らしい利用の促進

【観点】「川に活かされた利用」の実施

【指標】河川でしか出来ない利用の実施内容

全体像

自然環境保全のために河川を人が利用できない空間とするのではなく、環境学習を推進する場等の観点を含めて、「川らしい利用」が進められるようにしていく。

実施方針

河川に係わる人材育成の支援や、住民・住民団体(NPO等)と連携した環境学習を推進する。
河川レンジャーと連携し、地域からの要請等に応じて河川環境を勉強・体験する場を設ける。

実施内容

【親子リバーズクール「干潟で学ぼう！干潟で遊ぼう！」】
淀川区役所と河川レンジャーが共催で実施し、90名の参加者があった。十三干潟の解説に続き、フリップを用いた川の生物クイズを実施して、河川環境学習を行った。
また、十三干潟では、干潟の生き物の採取や、講師による捕獲した干潟の生き物解説を行い、河川を利用した取り組みを実施した。



H27.8
フリップを用いた川の生物クイズ



H27.8
干潟の自然観察実施状況

実施内容

【高槻「芥川津之江」意見交換会～芥川 遊ぼう 学ぼう 魚とり～】

今回で第11回目を迎える活動で、地域における継続的な取り組みとなっており、43名の参加者があった。
芥川で参加者と共に魚さがしを実施し、捕獲した魚種、および魚種から判別できる芥川の水質について解説した。
また、活動の前には、ライフジャケットの着用指導や河川内で活動する時の注意事項を説明し、河川利用の注意点についても説明した。



H27.8
魚さがし実施状況



H27.8
捕獲した魚種および水質について解説

結果

行事の参加者からは、「十三に干潟があることは知っていたが、初めて足を踏み入れた。ぬかるみに足を取られ、移動に苦労した。」「子供に淀川的环境に触れる良い機会となった。自身も初めての体験で勉強になった。」との意見があり、川に関心を持ってもらう機会となった。

川らしい利用の促進

【観点】陸域・水陸移行帯の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取組(川らしい河川敷利用)

【指標】河川保全利用に関する取組内容

全体像

河川管理者以外の者が管理している施設についても、河川管理施設と同様、河川環境の改善の観点から、施設管理者に対して施設の改善等について指導・助言等を行う。また、住民・住民団体(NPO等)と連携し、情報共有の場を設け、施設管理者に協力を依頼する。

実施方針

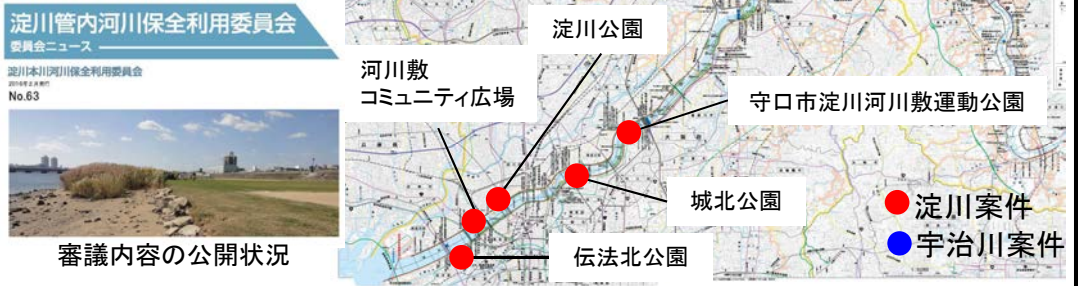
河川敷利用施設等の許認可に際しては、その事業者に対して、『「川でなければできない利用、川にいかされた利用」を促進するという観点から、ゴルフ場等のスポーツ施設など、本来河川敷以外で利用する施設については、縮小していくことを基本』とし、河川利用保全利用委員会では施設管理者へ環境改善の指導・助言等を行っている。

実施内容

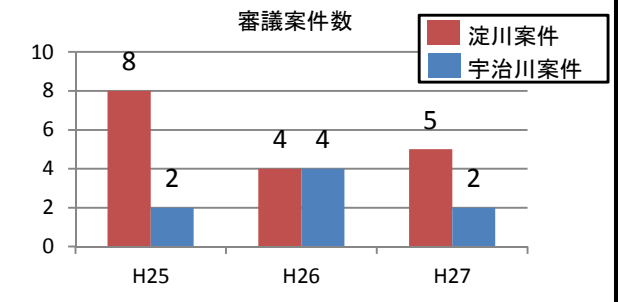
平成27年度は、淀川本川で「伝法北公園(大阪市)、河川敷コミュニティ広場(大阪市)、淀川公園(大阪市)、城北公園(大阪市)、守口市淀川河川敷運動公園(守口市)」を審議対象とし、宇治川で「宇治川公園(京都市)、かわきた自然運動公園(八幡市)」を審議対象とし、河川保全利用委員会を開催した。

実施内容 (H27審議対象案件数: 淀川5件、宇治川2件)

公園の縮小に向けて、引き続き施設管理者と調整するとともに、河川保全利用委員会の審議内容のHP公開など、地域住民の理解を得られるような取組を進めていく。



河川保全利用委員会 開催状況



結果

委員からは「植栽を行う際は外来種が拡大しないよう種の選定に配慮を行うこと。」や「護岸の再生については河川管理者とも相談して検討すること。」などの意見をいただき、施設管理者に対して施設の改善について指導・助言を行うことができた。



城北公園(大阪市)



宇治川公園(京都市)

川らしい利用の促進

【観点】陸域・水陸移行帯の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取組(川らしい河川敷利用)

【指標】違法行為の是正内容、迷惑行為の是正内容・対策箇所数

全体像

淀川河川事務所管内の河川敷には、許可を受けずに設置された不法工作物や民有地以外で許可を受けていない不法な耕作が数多く存在する。淀川河川事務所ではこのような河川敷で行われている不法な工作物設置・耕作等の行為は、違法行為是正実施計画を作成し計画的な是正に努めている。

実施方針

不法耕作に対し是正看板設置や現地指導を行い、警告看板をした後に現地の整地を実施している。不法耕作の確認を行うことを目的に不法占用監視班を通常の河川巡視とは別に設置するなど、不法耕作に対する対応強化を図りながら、現地指導等により、不法耕作面積は着実に減少しており、今後も不法耕作、及び不法工作物に対し継続した是正の取り組みを行っていく。

実施内容 【不法耕作の是正箇所の位置図】

● : H25年度是正箇所
● : H26年度是正箇所
● : H27年度是正箇所

実施内容

【不法耕作の是正事例】

平成25年度から平成27年度にかけて、淀川本川(大阪市域、守口市域、枚方市域、高槻市域)において、不法耕作を是正した。

結果

淀川河川事務所管内における、平成27年度の不法耕作面積は約16万m²となり、減少傾向となっている。

年度	面積 (m ²)
H25	179,500
H26	161,106
H27	157,640

憩い、安らげる河川の整備

【観点】憩い、安らげる河川の整備

【指標】水辺の整備内容

全体像

憩い、安らげる河川の整備にあたっては、川らしい利用についての総合的な検討を行う。自然を楽しむことに加え、子供や高齢者が安心して利用できるよう配慮するとともに、多くの人が利用しやすく集うことができる工夫を行うこととする。

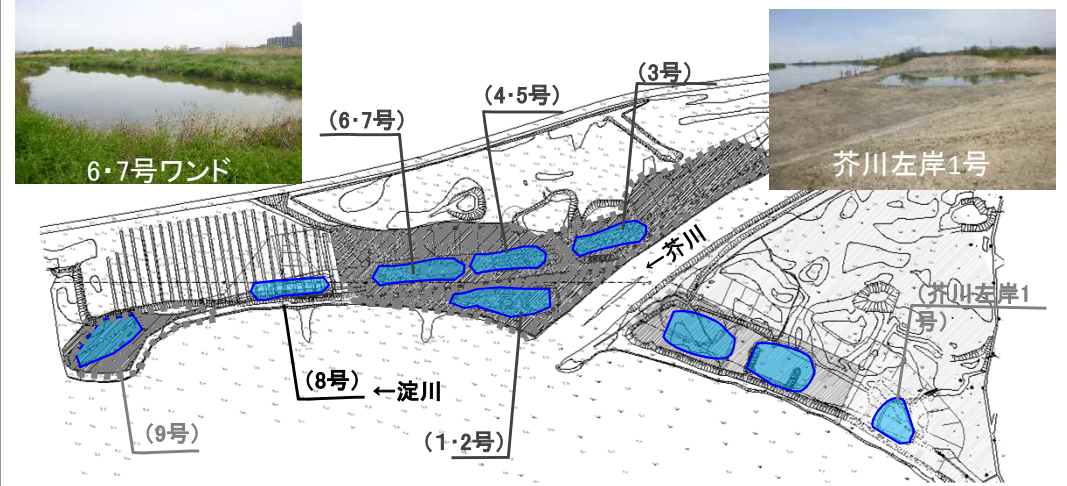
実施方針

人が水辺に親しめ近づくことができる環境づくりを行うため、地元の住民団体、河川レンジャー等の意見を聴きながら、自治体とも協力して、その地域に応じた自然環境や水辺の風景と調和した水辺の整備を行う。

実施内容

ワンドの造成を実施

淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら、水辺に棲む生物の生息・生育・繁殖に重要な水陸移行帯等の良好な水辺環境の保全・再生を図るため、唐崎地区でワンドやたまりの整備を実施した。また、河川協力団体の芥川倶楽部が活動のフィールドとして利用を進めている。



実施内容

「淀川アーバンキャンプ」を実施

壮大な淀川河川敷の空間を活用する社会実験として、都市型アウトドアツーリズムが体験でき、これまでに淀川になかったアクティビティを試行するとともに、今後の民間事業者による活用に向けた課題を明確にし、官民連携による淀川の賑わい創出のための推進体制の構築、仕組み作りの検討、ミズベリグ施策の推進につなげることを目的に実施した。



開催場所
(淀川河川公園西中島地区)



淀川アーバンキャンプ状況(H27.9)



アウトドア体験



水上さんぽ体験

結果

ワンドを造成した唐崎地区は、芥川倶楽部が地域住民と共に外来種駆除や生物観察のフィールドとして利活用されている。
「淀川アーバンキャンプ2015」には約300人が訪れ、「こんなに心地よい淀川での楽しみ方は初めて」「船上はとても楽しくまた乗りたい」と淀川の新たな魅力、活用の可能性を感じてもらうことができた。

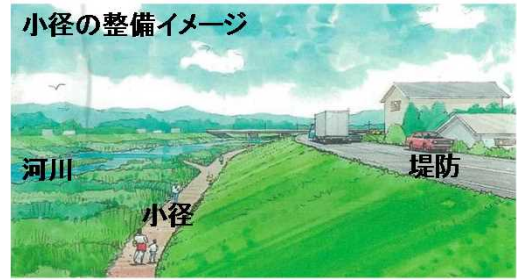
憩い、安らげる河川の整備

【観点】憩い、安らげる河川の整備

【指標】小径(散策路)の利便性向上の取組内容

全体像

歩行者が河川に沿って容易に移動でき、安全に水辺に近づけるよう、小径(散策路)の整備を継続して実施する。



「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」の整備イメージ



※整備計画策定時点

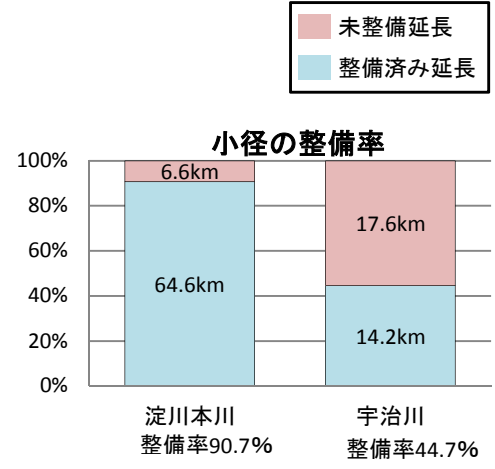
実施方針

小径(散策路)の計画にあたっては、できるだけ川の両岸に沿うものとする。なお、自転車と歩行者との安全な利用について検討するほか、河川の距離標の表示を見やすくするなど利用者の利便性の向上を図る。

また、数十キロに及ぶ長大な河川空間を活かし、変化する水辺の風景を楽しむことや、和歌に詠まれ、古戦場ともなった淀川周辺における史跡、文化財等を巡ることができるように川沿いの市町村と共同で「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」として、川とまち・地域間の小径(散策路)のネットワークを形成する。

実施内容

小径については、歩行者等が河川に沿って容易に移動でき、安全に水辺に近づける施設として、「河川区域内で歩車分離され、舗装済みで円滑に通行できるもの」と定義し、緊急河川敷道路や河川管理用通路を小径として位置づけており、平成27年度までの淀川の整備率は約91%となり、残区間が約7kmとなっている。又、宇治川の整備率は約45%となり、残区間が約18kmとなっている。



結果

整備した小径は朝夕の散歩などに利用されている。
歩行者が河川に沿って移動できるようになり、散策路として利用されている。



憩い、安らげる河川の整備

【観点】憩い、安らげる河川の整備

【指標】ホームレス対応内容・確認数

全体像

ホームレスに対して洪水等による危険性を周知するとともに、自治体福祉部局等と連携し、自立支援に向けた情報交換等の対応を図る。

実施方針

治水・環境・利用等の面で河川管理を適切に行う観点から、河川敷等に起居しているホームレスの実態を把握するとともに不法に設置されている小屋や放置された荷物などを撤去するよう指導を行っている。併せて、自立支援に向けた情報交換を関係自治体と行うとともに、洪水等の危険性について、河川巡回時に周知している。自治体福祉部局との連携によりホームレスの起居数は減少しており、今後も引き続き、自治体福祉部局等関係機関と連携していく。

実施内容

ホームレス対応として、次のような取組を実施した。

①チラシ配布による河川内居住の危険性の周知
 毎年出水期前には全ホームレスに対して「河川敷に住むことは大変危険です。」旨のチラシを配布し、河川外への退去を指導。

②河川巡視による情報収集
 ホームレスの生活状況の確認を行うことを目的にホームレス巡視班を通常の河川巡視とは別に設置し、対応強化を図る。

○巡視で聞き取りしている内容
 氏名、年齢、健康状況、職業(収入源)、河川内居住に至るいきさつ、福祉サイドへの連絡事項の有無、これらの聞き取りした内容と、宿営の位置・構造と併せて資料として保有。

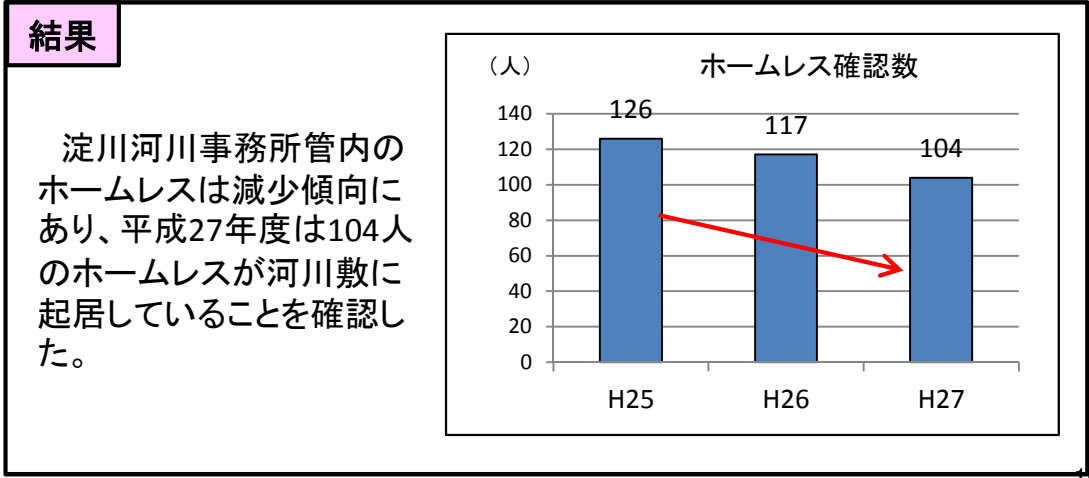
- ③河川内樹木伐採による対応
 河川内の樹木を伐採することで人目につきやすくなり、宿営の設置をしづらくする。
- ④福祉部局との情報連絡会議の開催
 情報交換を行うことを目的に、大阪府、大阪市と定期的に情報交換会議を開催している。
 情報交換会議は年2回程度。また必要に応じて現地での情報交換は随時行っている。



ホームレスの状況把握

実施日	実施内容	実施場所	実施者
2025.10.10	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2025.10.15	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2025.10.20	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2025.10.25	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2025.11.05	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2025.11.10	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2025.11.15	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2025.11.20	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2025.11.25	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2025.12.05	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2025.12.10	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2025.12.15	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2025.12.20	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2025.12.25	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.01.05	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.01.10	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.01.15	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.01.20	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.01.25	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.02.05	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.02.10	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.02.15	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.02.20	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.02.25	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.03.05	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.03.10	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.03.15	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.03.20	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.03.25	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.04.05	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.04.10	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.04.15	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.04.20	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.04.25	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.05.05	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.05.10	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.05.15	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.05.20	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.05.25	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.06.05	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.06.10	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.06.15	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.06.20	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.06.25	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.07.05	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.07.10	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.07.15	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.07.20	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.07.25	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.08.05	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.08.10	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.08.15	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.08.20	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.08.25	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.09.05	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.09.10	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.09.15	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.09.20	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.09.25	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.10.05	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.10.10	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.10.15	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.10.20	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.10.25	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.11.05	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.11.10	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.11.15	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.11.20	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.11.25	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.12.05	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.12.10	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.12.15	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.12.20	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員
2026.12.25	河川敷に設置された簡易宿営の撤去指導	淀川河川事務所管内	河川事務所職員

河川巡視による対応履歴



まちづくり・地域づくりとの連携

【観点】まちづくりや地域連携の取り組み

【指標】歴史文化と調和した河川整備内容

全体像

宇治川、桂川など、歴史文化的な地域を流れる河川においては、地域の歴史文化に調和し、観光等の地域活性化に資するよう自治体等と連携して河川整備を行う。

実施方針

宇治川の塔の島地区では改修にあたって世界遺産を擁する地域の景観に配慮し、『河川がもたらす自然の作用によって形成された「中洲」としての姿を現代的に考え、歴史的に蓄積されてきた人と川、人と自然の親密な関係を文化的環境、文化的景観として再生する。』ことを基本理念に、学識経験者及び地元の意見を踏まえた事業計画を作成し、実施する。


三川合流域は、京都府南部の淀川(宇治川)・木津川・桂川が合流する地点に位置し、その周辺には「石清水八幡宮」、「大山崎山荘美術館」などの歴史文化資源や「淀川河川公園背割堤地区」などの自然レクリエーション資源が多数存在する。『淀川三川合流域地域づくり構想』の実現に向け、関係自治体等との協議会で検討し、拠点整備を実施する。

実施内容

【三川合流域】

国、府、市町による行動計画が策定され、地域間交流の拠点となる施設として「三川合流域拠点施設」の整備を行った。

桂川、宇治川、木津川が合流し、琵琶湖・淀川水系の結節点となっている淀川三川合流域において、当該地域の美しい景観、豊かな自然・歴史文化環境を保全しつつ地域を活性化していくことを目的に、地域周辺の地域振興観光拠点となる施設を整備している。




拠点施設完成イメージ図

実施内容

【塔の島地区】

宇治川の塔の島地区については、平成25年度に京都府・宇治市・淀川河川事務所で作成した宇治公園再生計画に基づき、河道掘削及び護岸工事を実施しており、島上面の植栽計画や護岸形状の議論を進めると共に、橘島の護岸及び塔の島の護岸工事を実施した。



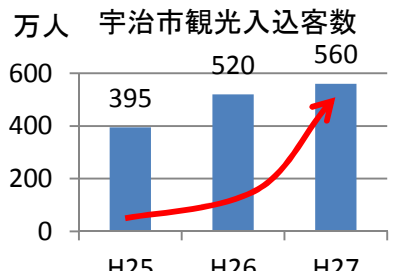
工事実施前 工事実施後



塔の島完成イメージ

結果

塔の島の歴史文化と調和した河川整備等の効果により、観光客数は毎年増加の傾向にあり、平成27年は約560万人の観光客が宇治市を訪れた。



年度	観光入込客数 (万人)
H25	395
H26	520
H27	560

まちづくり・地域づくりとの連携

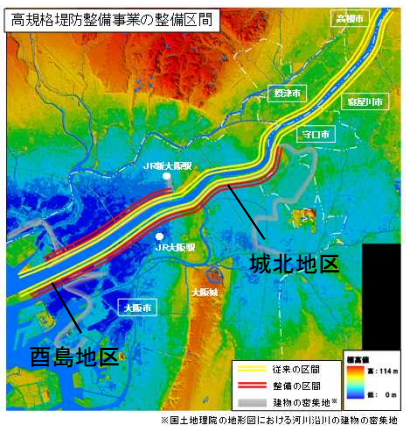
【観点】まちづくりや地域連携の取り組み

【指標】水辺を活かしたまちづくりの利便性向上の取組内容

全体像

背後に人口、資産等が高密度に集積した淀川の下流部において、洪水による壊滅的な被害を未然に防止するため、計画を上回る洪水に対しても、堤防が決壊しないよう高規格堤防を整備する。

※平成23年2月から12月にかけて「高規格堤防見直しに関する検討会」により整備区間の見直しが議論され、同年12月に「新たな整備区間」が決定された。見直し後の整備区間(整備の区間)は大阪市の一部及び守口市の一部であり、そのうち1.39kmが整備済みである。



河川名		下流	上流
淀川	右岸	大阪市西淀川区百島地先 (大阪市西淀川区)	JR東海道本線橋梁付近 (大阪市淀川区・東淀川区)
	左岸	大阪市此花区西島地先 (大阪市此花区)	下島公園付近 (守口市)

実施方針

整備の区間のうち、地元から強い要望があり、また、まちづくりとの連携がスムーズにでき、大洪水時にも浸水しない広域避難場所等として活用できるなど、地域の防災力向上に資するところ等から優先的に整備していく。

実施内容

大阪市と、市の西島住宅建て替えに合わせた事業調整を行い、並びに生江保育所(旧河道箇所、広域避難場所の指定)移転に伴う事業調整を行っている。



結果

平成28年度の事業着手に向け、引き続き大阪市と事業調整を実施する。

淀川水系流域委員会

平成27年度進捗点検結果説明資料 【利水(淀川)】

平成28年10月25日

近畿地方整備局

平成28年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【利水(淀川)】

	点検項目	観 点	指 標	平成25～27年度 進 捗	本文頁
1	環境に配慮した効率的な水利用の促進	慣行水利権の許可水利権化の実施	水利権の見直し、転用、慣行水利権の許可化の実施状況	進捗有り	2
2		効率的な水利用の促進	効率的な水利用のための取り組み	進捗有り	3
3		安定した水利用が出来ていない地域の対策	新規水源の確保内容	進捗有り	4
4	渇水への備えの強化	渇水調整の円滑化への取り組み	渇水対策会議の機能拡大、会議構成員拡大及び常設化(利水者会議)の実現に向けた内容	進捗有り	5
5		渇水対策容量の必要性和確保手法の検討状況	渇水対策容量を確保することによる想定被害減少の検討内容	進捗無し	6

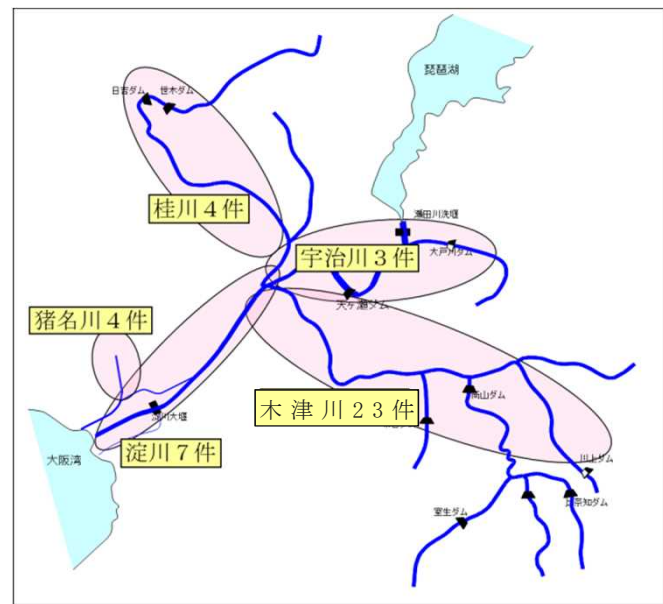
環境に配慮した効率的な水利用の促進

【観点】慣行水利権の許可水利権化の実施

【指標】水利権の見直し、転用、慣行水利権の許可化の実施状況

全体像

- ・現状における水需要および水需要予測を利水者から聴取し、利水者の水需要について適切な機会を捉まえて精査確認し、その結果に基づいて適切に水利権許可を行うとともに、その結果を公表する。
- ・農業用水の慣行水利権についても、水利用実態把握に努めるとともに、取水施設の改築、土地改良事業、治水事業の実施等の機会をとらえ、慣行水利権者の理解と協力を得ながら許可水利権化を促進する。



【淀川水系における慣行水利取水状況】(H28.3時点)

実施方針

・今後も、河川管理者としては、許可水利権化に向けて資料作成やデータ提供等のサポート可能な協力を行い、引き続き占用許可更新時の協議等を通じて許可水利権化の働きかけを行っていく。

実施内容

- ・占用許可更新時に水利権の必要水量の根拠を厳格に審査し、必要に応じて利水者と直接協議することで適正と考えられる量で水利権を許可している。
- ・取水施設の点検や占用許可更新時の協議の機会を通じて、許可水利権化の働きかけを行った。
- ・占用許可更新時の申請書に記載されている使用水量と比較して、取水実績が少なかった慣行水利権について、適正な使用水量算出のための指導を行った。

結果

・許可水利権化に向けて働きかけを行った結果、平成27年度においては、木津川の1件の慣行水利権に対して、水利権許可を行った。

目的		取水件数 (平成25年3月現在)	最大取水量 (m3/s) 〈平成25年3月現在〉	取水件数 (平成28年3月現在)	最大取水量 (m3/s) 〈平成28年3月現在〉
農業用水	許可	67	165.957	68	164.271
	慣行	42	35.433	41	34.615
	小計	109	201.390	109	198.886
水道用水		43	109.505	43	109.589
工業用水		27	27.850	27	28.259
その他用水		10	0.506	9	0.455
発電用水		38	688.441	36	694.852
計		227	1,038.534	224	1,032.041

平成28年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【利水(淀川)】

環境に配慮した効率的な水利用の促進

【観点】効率的な水利用の促進

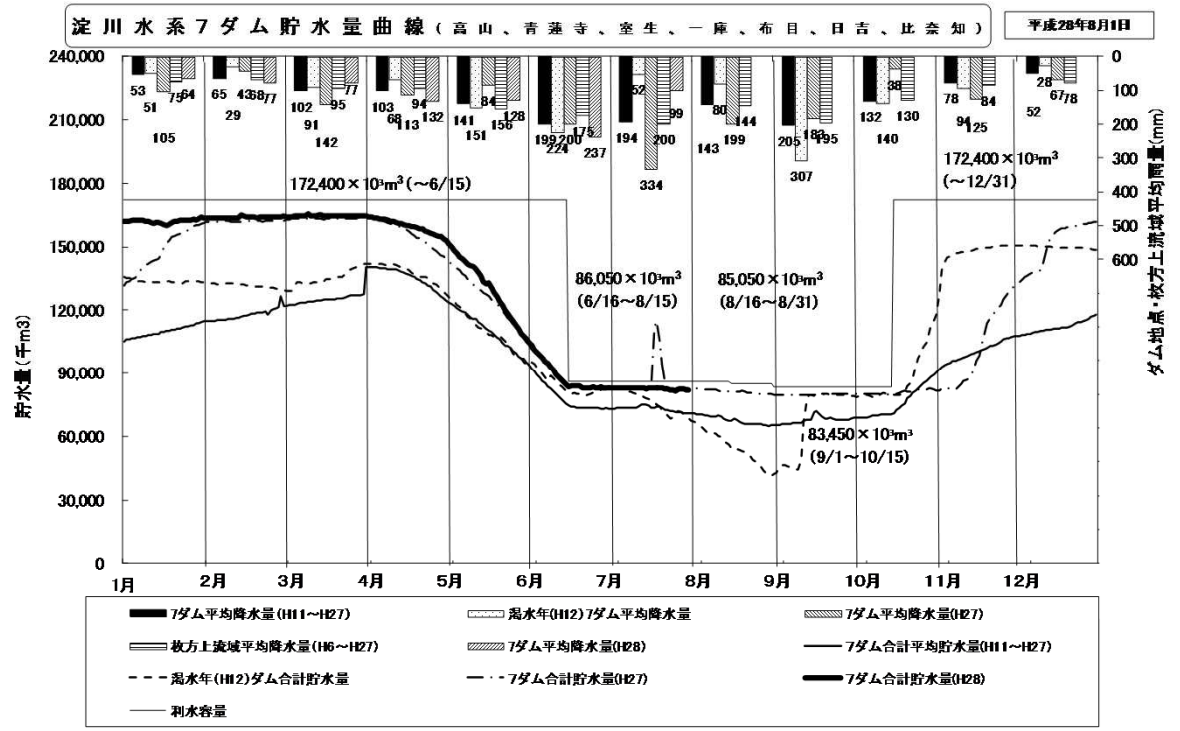
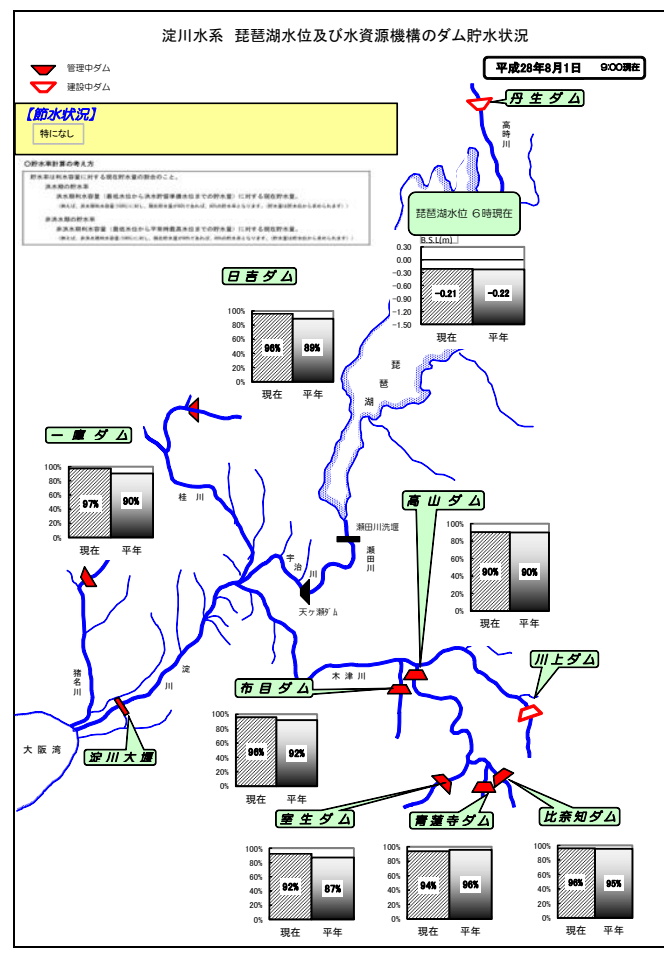
【指標】効率的な水利用のための取り組み

全体像

河川の豊かな流れを回復するため、節水の啓発、水利用の合理化や再利用の促進により水需要を抑制し、取水量を減らすことに努める。

実施内容

ダムの貯水率をホームページで公表することにより、節水への意識向上を図っている。



独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社HPより
 URL:<http://www.water.go.jp/kansai/kansai/html/suigen/kassui.pdf>

実施方針

・今後も、節水協力等の広報・啓発を実施することにより、住民の意識向上を図る。

環境に配慮した効率的な水利用の促進

【観点】安定した水利用が出来ていない地域の対策

【指標】新規水源の確保内容

全体像

- ・水需給が逼迫するなど安定した水利用が出来ない地域に対して、新たな水資源開発施設による新規水源の確保を行い、水利用の安定化を図る。
- ・川上ダム建設事業により、伊賀市の水道用水として最大0.358m³/sの取水を可能にする。
- ・天ヶ瀬ダム再開発事業により、京都府の水道用水としての取水量を最大0.3m³/sから0.9m³/sへの増大を可能にする。

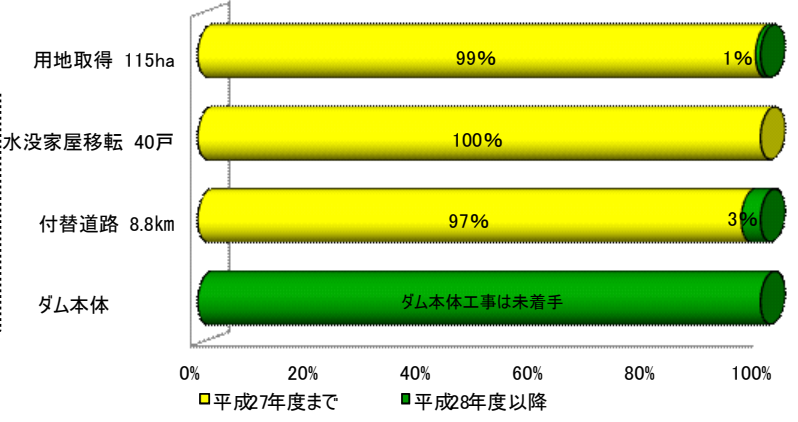


実施内容

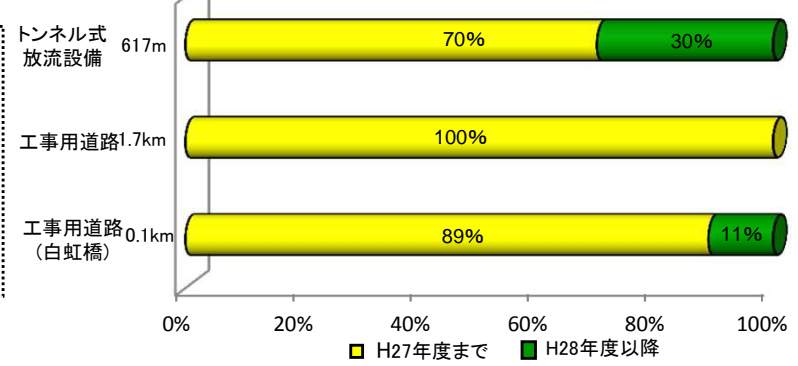
・平成27年度は、川上ダムでは、県道青山美杉線の付替工事を実施した。

天ヶ瀬ダム再開発事業では、トンネル式放流設備の建設工事と橋梁架替工事を実施している。

◆川上ダム建設事業進捗率（平成28年3月末時点）



◆天ヶ瀬ダム再開発事業進捗率（平成28年3月末時点）



実施方針

- ・安定した水利用を確保するため、川上ダムや天ヶ瀬ダム再開発事業を実施しているところであり、今後も、安定した水利用を確保するため、必要な整備を進める。

渇水への備えの強化

【観点】渇水調整の円滑化への取り組み

【指標】渇水対策会議の機能拡大、会議構成員拡大及び常設化(利水者会議)の実現に向けた内容

全体像

近年の少雨傾向に伴う利水安全度の低下をふまえ、渇水時の被害を最小限に抑える対策として、利水者会議における平常時からの情報交換などにより、渇水時における渇水調整の円滑化を図る。

また、渇水調整において、現状では実績取水量に応じた取水制限を実施しているが、各利水者間の安定供給確保への取り組みや日頃からの節水に対する努力に応じた取水制限の考え方を検討し、利水者の意向を確認しつつ渇水調整方法の見直しの提案を行う。

実施内容

【淀川水系水利用検討会(利水者会議)】設置

社会経済情勢の変化等を踏まえ、関係水利使用者等が河川管理者と共に水利用に関する情報交換や意見交換を行うことにより、淀川水系の水利用に関する現状と課題について認識を共有するとともに、関係者間の相互理解を醸成し、今後の水利用のあり方について検討を行うことを目的とする。

◆検討事項

- ・ 淀川水系における渇水調整の考え方に関する事項
- ・ 淀川水系における渇水リスクに関する事項
- ・ 淀川水系における既存水資源開発施設の活用に関する事項
- ・ その他、本検討会の目的達成に関する事項

◆構成機関

近畿地方整備局、近畿経済産業局、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市、大阪広域水道企業団、阪神水道企業団

- ・平成26年度においては、水利用のあり方についての検討を目的とした「淀川水系水利用検討会」を設置し、関係水利使用者等と水利用に関する情報交換や意見交換を行いながら検討を行った。
- ・平成27年度においては、利水者との意見交換を行いつつ、渇水調整方法について利水者の意向を確認しながら検討を進めた。



第1回水利用検討会の状況(平成26年6月17日)

実施方針

・今後も、利水者との意見交換を行いつつ、渇水調整方法について利水者の意向を確認しながら検討を進めていく。

渇水への備えの強化

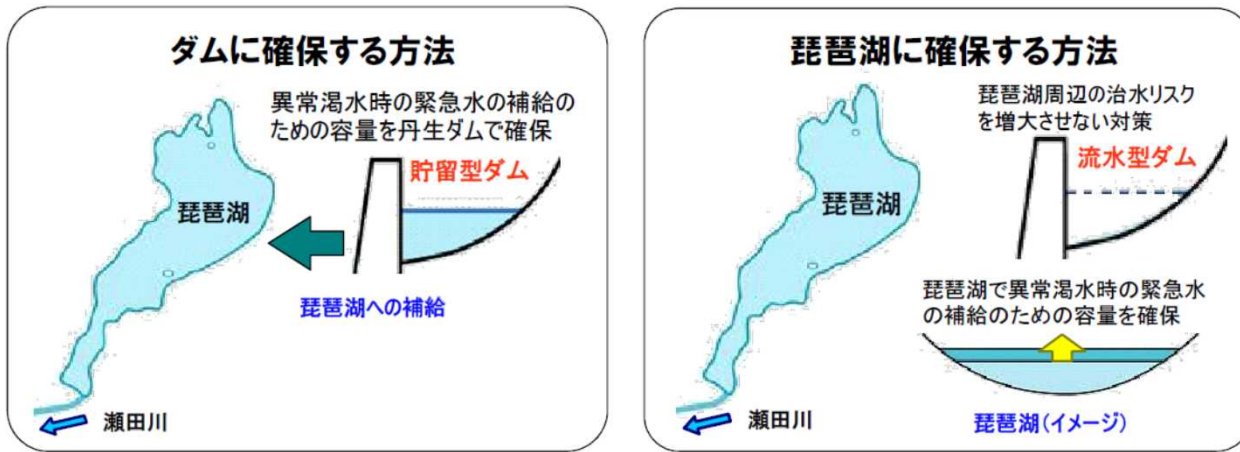
【観点】渇水対策容量の必要性と確保手法の検討状況

【指標】渇水対策容量を確保することによる想定被害減少の検討内容など

全体像

計画規模を上回る異常渇水に対して、社会経済活動への影響をできる限り小さくするため、取水制限の強化や琵琶湖湖岸周辺の生態環境への影響等、必要性の検証のための想定被害減少効果について検討を実施している。

また、渇水対策容量を丹生ダムで確保する方法と、琵琶湖で確保する方法について、両案を総合的に評価して確定するための調査・検討を実施し、丹生ダム建設事業に伴う自然環境への影響についてのとりまとめを公表した。



異常渇水時の緊急水の補給のための容量を確保する方法

実施内容

丹生ダム建設事業については、ダム事業の検証における検証対象ダムとして、現在「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく検討を行っているところである。

なお、平成25年度には丹生ダム建設事業における総合的な評価では、渇水対策容量は、水需要に関する社会経済情勢の変化から、渇水調整や節水等により当面は対応が可能であるなど、緊急性が低いとの意見が関係府県より出され、総合的な評価は「『ダム建設を含む案』は有利ではない」という結果となった。引き続き、予断無く検証作業を行っている。

平成27年度には検証作業を再開し、丹生ダム検証報告書(素案)に対する関係住民・学識経験者からの意見を聴く場を開催した。

実施方針

- ・検証を進め、平成28年度には「中止」の対応方針が決定された。
- ・丹生ダム中止に伴う渇水対策容量の確保については、対応方針として「中長期的な利水の動向を勘案しながら、淀川水系の水利用が近畿圏の産業と経済を安定的に支えることができるように、今後、近畿地方整備局において必要な措置を検討していくこととする。」としている。

淀川水系流域委員会

平成27年度進捗点検結果説明資料 【維持管理(淀川本川・宇治川)】

平成28年10月25日

近畿地方整備局

平成28年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【維持管理(淀川本川・宇治川)】

No.	点検項目	観点	指標	平成25～27年度 進捗	説明資料項
1	維持管理	堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理の実施	ダムの健康診断内容・補修箇所数 堤防等河川管理施設の巡視・点検及び補修の実施内容	進捗有り	2
2			ダム機能の維持内容・堆砂量	進捗有り	3
3		許可工作物の点検整備及び対策についての施設管理者への指導	点検、修繕内容・実施数	進捗有り	4
4		河川区域等の管理	河道内樹木の伐採の実施状況	進捗有り	5
5			堆積土砂の除去の実施内容	進捗有り	6
6			ゴミの不法投棄の状況及び処分の実施内容	進捗有り	7

維持管理

【観点】堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理の実施

【指標】ダム健康診断内容・補修箇所数 堤防等河川管理施設の巡視・点検及び補修の実施内容

全体像

堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理を行うことにより、洪水・高潮等による災害の発生防止や復旧を図る。

堤防・護岸等の河川管理施設については、施設が常に十分な機能を発揮できるよう、日常の調査、巡視・点検を行い損傷の程度や河川の状況、周辺の状況等に応じて順次、補修する。さらに、災害時の復旧活動や巡視活動を円滑に行うため、管理用通路を確保する。

既設ダムについては、ダムの機能を維持するため、日常点検を行い必要な維持修繕を継続して実施する。また、計画的に維持補修・更新を実施することにより、維持管理費の縮減も目指す。

実施方針

河道流下断面の確保、堤防等の施設の機能維持、河川区域等の適正な利用、河川環境の整備と保全等のため、河川管理施設等の構造等を勘案して適切な時期に巡視、草刈り、障害物の処分その他の河川管理施設等の機能を維持するために必要な措置を講ずるとともに、適切な時期に点検を実施し、損傷、腐食その他の劣化その他の異状を把握した場合は、状態把握や分析・評価、維持管理対策等を実施する。

実施内容

出水期前に堤防等河川管理施設及び河道の点検要領に基づいた点検を行い、堤防等河川管理施設の点検結果評価要領(※)等に基づいた評価を実施し、補修等を行った。

河川管理施設点検結果

項目	数
経過観察箇所数	50
予防保全段階箇所数	9
補修実施箇所数	1

ダム管理施設点検結果

年度	経過観察箇所数	予防保全段階箇所数	補修実施箇所数
H25	3	3	0
H26	1	1	0
H27	0	0	0

(※)平成27年度より「河川管理施設の点検結果評価要領(案)」に基づき、評価を実施し補修等を行っており、予防保全段階箇所については、「機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から、対策を実施することが望ましい状態」であることから、順次補修等を実施しているところ。

実施内容

大山崎樋門(淀川)点検

天ヶ瀬ダム施設点検

堰、水門、樋門等河川管理施設18箇所の点検を実施し状態を把握し、予防保全段階9箇所のうち1箇所の補修を行った。また、河川巡視時に把握した変状箇所2箇所の補修を行った。

宇治川左岸48.0km付近護岸陥没補修

補修前 → 補修後

結果

堤防等の河川管理施設は定期点検時や河川巡視時に状態を把握し評価分析を行い、予防的に補修が必要な箇所については、優先度が高い箇所から順次補修を行っている。

維持管理

【観点】堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理の実施

【指標】ダム機能の維持内容・堆砂量

全体像

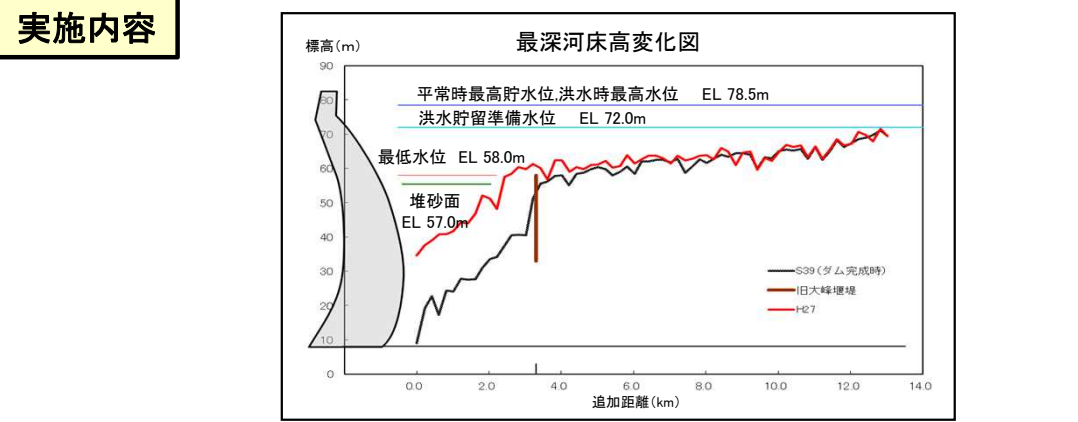
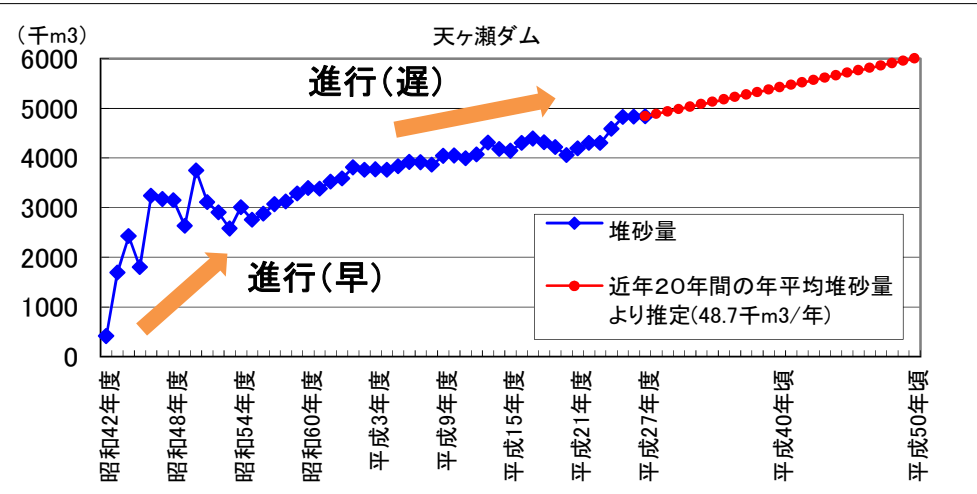
ダムの機能を維持するため、日常点検を行い必要な維持修繕を継続して実施する。また、計画的に維持補修・更新を実施することにより、維持管理費の縮減も目指す。

実施方針

堆砂量については、継続的に監視を行い、ダム機能の維持のための排砂の検討を行っていく。また、アセットマネジメントの検討により、より効率的な堆砂処理を行い、ダムの延命に努める。

実施内容

完成後52年経過する天ヶ瀬ダムでは、計画堆砂量6,000千m³のうち、平成27年度末で堆砂量は約4,836千m³、堆砂率が約81%となり、堆砂が進行している。しかし、ダム完成後10年程度で堆砂が大きく進んだものの、近年約20年間は比較的堆砂量の増加傾向が小さい。



約25年後には計画堆砂量6,000千m³になるため、優先的に洪水調節機能の維持を目的として、有効貯水容量内の堆砂量約1,149千m³の改善を図る取り組みとして、平成27年度試験施工を実施し、平成28年度より堆砂撤去を実施している。

- 撤去計画：陸上掘削、水中(クラブ、ポンプ浚渫)掘削 【検討中】
- コスト縮減に向け、撤去土の有効利用等を検討中



平成27年度試験施工状況

結果

継続的に土砂撤去を行うことにより、ダムの機能維持とともに、堆砂の進行を遅らせることができる。

維持管理

【観点】許可工作物の点検整備及び対策についての施設管理者への指導

【指標】点検、修繕内容・実施数

全体像

許可工作物については、河川管理施設に準じた点検整備及び対策を行うよう施設管理者を指導する。堤防を横断する水門等は、堤防と同等の機能を有している必要があり、河川を横断する橋梁・取水堰等は、洪水時の流水に対して支障とならないよう適正な維持管理が常に必要である。

- 1) 利用されていない施設は、河川管理上の支障や今後の施設利用計画等を調査し、不要なものについては施設管理者に対し撤去を求める。
- 2) 施設管理者に定期的な点検整備と計画的な維持修繕を指導する。
- 3) 洪水時の流水に対して支障とならないよう、特に応急的措置の必要な箇所を改善指導する。

実施方針

許可工作物について、河川管理施設と同等の治水上の安全性を確保することが必要であり、河川管理施設等を良好に保つよう維持、修繕することが義務づけられていることを踏まえ、設置者が出水期前等の適切な時期に、許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドラインに基づき必要な点検や措置を実施するように設置者に指導等を行う。

実施内容

「許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドライン」に基づく点検様式での点検結果の報告を設置者に依頼した。

点検状況

上野樋管(宇治川 京都市建設局) 守口市浄水場取水口・庭窪取水施設(淀川 守口市水道局)

実施内容

新幹線橋梁における合同点検(桂川 JR東海)

橋梁、樋門等許可工作物162施設の点検結果の報告を受け、要補修箇所については、合同点検を実施するなど補修等の指導を実施した。

新鳥飼大橋南行左岸側橋台部(淀川 大阪府)

結果

設置者自らが、毎年出水期前に点検を行い、その結果は河川管理者に報告された。点検数、要補修箇所数、補修済み箇所数は以下のとおり。

箇所 許可工作物点検結果

年次	点検数	要補修箇所数	補修済み箇所数
H25	162	7	7
H26	162	0	0
H27	162	5	5

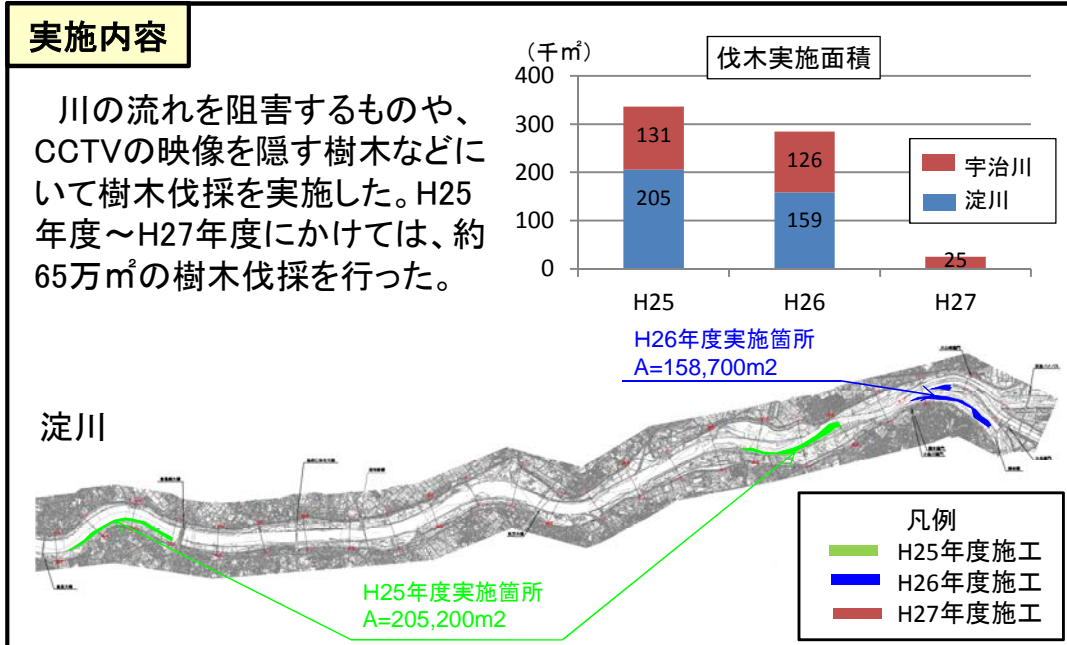
凡例
■ 点検数
■ 要補修箇所数
■ 補修済み箇所数

維持管理
 【観点】河川区域等の管理

【指標】河道内樹木の伐採の実施状況

全体像
 洪水の流下を阻害するなど河川管理上支障となる河道内樹木については、地域の景観や生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した上で、河川維持管理計画(案)に基づき伐採を実施する。
 なお、実施にあたっては、住民・住民団体(NPO等)、学識経験者の意見も聴き、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮して、伐採の方法や時期を決定する。

実施方針
 樹木伐採については、改修事業と併せて、水害や河川利用者への危険性の高い箇所や管理上支障になる箇所を対象に計画的に実施している。今後も、河道内樹木の状況を確認し計画的に樹木伐採を行っていく。



実施内容 宇治川

伐採前 → 伐採後

H26年度実施箇所 A=125,600m²

H25年度実施箇所 A=130,800m²

H27年度実施箇所 A=1,400m²

H27年度実施箇所 A=23,700m²

伐採木の配付状況

資源リサイクルの観点から、伐採した樹木の持ち帰り希望者を募り無償で提供する社会実験を実施している。

結果
 河川管理上支障となる箇所や現状の流下能力を低下させるおそれがある樹木の伐採を計画的に行い、河道内樹木を適切に維持している。

維持管理
【観点】河川区域等の管理

【指標】堆積土砂の除去の実施内容

全体像

河川内堆積土砂の除去については、定期的及び大きな洪水後に河床変動状況や河川管理施設、船舶の航行等への影響及び河川環境への影響等から判断する。実施にあたっては、住民・住民団体(NPO等)、学識経験者の意見も聴き、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮して実施する。


淀川本川において、概ね枚方より下流のうち、航路を確保する必要のあるところについては浚渫を実施する。なおその際、砂利採取規制計画に定める範囲内において、砂利採取を認める。

実施方針


河道内堆積土砂の除去については、定期的及び大きな洪水後に河床変動や河川管理施設、船舶の航行等への影響及び河川環境への影響等から判断し、実施にあたっては、住民・住民団体(NPO等)、学識者の意見も聴き、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮して実施する。

実施内容

枚方上流の航路確保のため、H25年度に淀川本川で約4万m³の堆積土砂の除去を実施した。





堆積土砂除去




H25年度 約4万m³ 枚方
 淀川
 航路確保箇所

実施内容

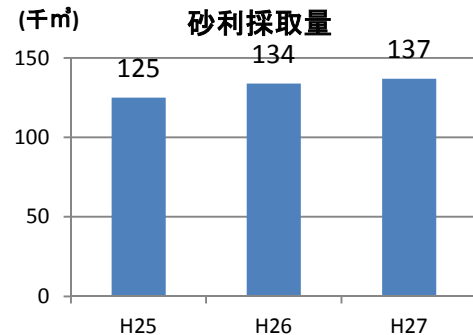
砂利採取規制計画の範囲内において、緊急用航路維持確保や上流からの土砂流下量(堆積土量)の掘削を目的に、砂利採取を実施している。

砂利採取業者による堆積土砂の掘削



掘削可能範囲
 淀川大堰～
 磯島取水口付近
 淀川
 砂利採取範囲



年度	採取量 (千m ³)
H25	125
H26	134
H27	137

結果

堆積土砂の除去を実施することにより、淀川大堰から枚方までの航路が維持され、緊急時の舟運利用や観光資源としての利活用が行われているとともに、流下能力の確保が図れている。

維持管理
【観点】河川区域等の管理

【指標】ゴミの不法投棄の状況及び処分の実施内容

全体像
「川は地域共有の公共財産である」という共通認識のもと、啓発活動を実施していくとともに、河川美化と環境保全のための維持管理に努める。

実施方針
河川区域内へのゴミ投棄対策として、啓発活動、警告看板設置を進める。また、増設を進めている空間監視用CCTVは、不法投棄の抑制効果にもつながる。

実施内容

不法投棄の現状を流域の方々に知っていただき、ゴミの不法投棄をなくしていく目的で「不法投棄なくそうマップ」を作成した。流域の方々と力を合わせ、淀川からゴミの不法投棄をなくして潤いのある豊かな水辺を取り戻していく。

不法投棄なくそうマップ

守ろう淀川! ゴミ不法投棄をゼロに!

過去1年間で12,000個のゴミが捨てられています。

今年度は5,900個のゴミを減らします。

約1,000万円を投棄することは重大な犯罪です。

不法投棄なくそうマップ(枚方出張所エリア)

実施内容

平成27年度は、不法投棄を警告するための看板を4箇所設置した。

警告看板設置

年度	設置数(累計)
H25	277
H26	284
H27	288

結果

平成27年度において、河川区域内の不法投棄量は2,030㎡処分した。また、住民による清掃活動等115回の啓発活動が活発に実施された。近年、啓発活動、警告看板設置等の効果で、河川区域内における不法投棄の量は減少傾向にある。今後も引き続き、ゴミの不法投棄対策を進めていくとともに、効果的な対応策の検討を進めていく。

年度	ゴミの処理量 (m³)	啓発活動 (回)
H25	17,811	32
H26	4,349	100
H27	2,030	115

台風18号